

長泉町では「犯罪被害者等支援条例」に基づき 犯罪被害に遭われた方の支援に取り組んでいます

誰もががある日突然に、犯罪被害者やその家族、遺族になる可能性があります。

被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接の被害に加え、周りの理解を得られないことや噂や中傷などによる二次的な被害にも苦しめられます。

誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現するには、犯罪の予防だけでなく、被害者等に対する適切な対応と支援が必要です。

このため、被害者等が再び平穏な生活を取り戻せるよう、社会全体で支えるため「長泉町犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

相談窓口の設置

犯罪被害者が直面している問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供や内容に応じて適切な関係機関につなぐことも行います。

見舞金の支給

名称	遺族見舞金	傷病見舞金
金額	30万円	10万円
要件	死亡	全治1箇月以上の負傷傷病
対象	被害者遺族	被害者本人

※傷病見舞金を受け取った者が当該犯罪行為に起因して死亡した場合、遺族見舞金は20万円です。

付添い・申請手続き補助

関係機関・医療機関への移動の付添い、関係機関への申請手続きの補助を行います。

物品貸与

家事、育児、就業、介護をするうえで必要になる物品を貸与します。

※犯罪被害を受けてから6箇月以内です。

生活支援

家事、育児、介護に必要な支援を行います。

※犯罪被害を受けてから6箇月以内で90日が限度です。

一時保護

平穏な生活を営むことに重大な支障があると判断した場合、一時保護します。

施設入所支援

平穏な生活を営むことに重大な支障があると判断した場合、施設入所を支援します。

居住の安定

現在の住居に居住することが困難になった場合、一時的な住居の確保に必要な情報の提供を行います。

理解の促進

犯罪被害者等に対する支援の大切さについて、広報などを通じて理解の促進を行います。詳細は町ホームページ (<https://www.town.nagaizumi.lg.jp>) 犯罪被害者等支援をご覧ください。

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です

毎年、犯罪被害者等基本法の成立の日である、12月1日以前の1週間が「犯罪被害者支援週間」として定められています。犯罪被害者等が置かれている状況等について、理解を深めることを目的に全国で啓発活動が行われます。



犯罪被害者等支援シンボルマーク

「ギュっとちゃん」

主な相談窓口

長泉町 犯罪被害者等支援相談（役場総合相談室）

受付時間 平日 午前9時～午後4時

電話 055-989-5501

内容 被害者等が直面する問題への相談や支援に関する制度を案内する相談窓口を設置しています。町の生活安全相談員が対応します。

裾野警察署 警務課相談係

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

電話 055-995-0110

内容 被害者等に関する相談窓口を設置しています。

静岡犯罪被害者支援センター

受付時間 平日 午前10時～午後4時

相談電話 054-651-1011

内容 被害者のためのボランティア団体です。犯罪の被害に遭われたあなたの相談に応じます。また、専門家によるカウンセリング、法律相談にも応じます。



長泉町総務部門行政課

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地

TEL/055-989-5500 FAX/055-986-5905 E-mail/chiiki@town.nagaizumi.lg.jp